

平成 23 年度 第 24 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 12 月 7 日（水）18 時 23 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

なお、本日は特別に国民新党から亀井政調会長に代わり、下地幹事長に御参加をいただいております。

本日はまず平成 24 年度税制改正に関し、残された課題の取りまとめ案、要望項目等に関する最終整理案について審議を行います。その後、社会保障・税一体改革に関し、社会保障・税一体改革成案の具体化に向けた議論を進める前提として、これまでの議論の経緯等について事務方より説明を聴取した上で、質疑及び議論を行い、税調委員の理解を深めたいと考えております。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、早速残された課題の取りまとめ案の議題に入ります。

お手元に、昨日本体会合で議論を行った固定資産税、軽油引取税について取りまとめ案を配付いたしております。

それでは、この取りまとめ案について福田政務官から御説明をお願いいたします。

○福田総務大臣政務官

それでは、お手元の固定資産税及び軽油引取税に関わる取りまとめ案について御説明いたします。

1 ページ、据置特例については平成 24 年度、平成 25 年度に経過措置を設けた上で廃止することとします。固定資産税についてはいわゆるバブル期から現在までの地価の動向と、社会経済情勢の変化を踏まえ、その間に実施された土地評価方法の変更や、負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成 27 年度の評価替えまでに公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行うこととします。

新築住宅特例については、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と、税制上、支援すべき住宅への重点化と、その在り方を検討することとします。

2 ページ、軽油引取税に係る課税免除措置については「特例利用率が極めて低く、かつ、1 件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なもの」を廃止し、その他の課税免除措置については、3 年延長することとします。

なお、軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体の在り方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情

等も勘案しつつ、引き続き検討することとします。

ここの課税免除措置の取扱いについては、お手元の資料、地方税の要望項目等に関する最終整理案で御確認をいただきたいと思えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいま御説明のあった取りまとめ案について御質問等があれば、どうぞ御発言ください。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

固定資産税、軽油引取税につきましては、お示しをした方向で大綱を起草したいと思えますので、よろしく願いをいたします。

次に、要望項目等に関する最終整理案に移ります。各府省からの要望項目については、ほとんどの項目は2次調整案において調整が終了しており、調整が残っていた項目についても、その後、個別に調整を進めてまいりました。お手元の資料はその調整結果を文章化したものでございます。

また、お手元には関税関係の最終整理案も配付しておりますので、御確認ください。

御参考までに2次調整案の段階で「P」となっていた主な項目について、調整結果を三谷政務官、福田政務官から簡単に御紹介をいたします。

○三谷財務大臣政務官

お手元に最終整理案を配付させていただいております。税目別に分類されていきますので、順に説明をさせていただきます。

まず個人所得課税関係ですが、1～2ページ目に23年度税制改正の積み残し分のうち、24年度税制改正で実施する給与所得控除の見直しや、退職所得課税の見直しの具体的内容が記載されておりますので、御参照ください。

次に資産課税関係ですが、2ページ目をお開きください。1つ目の○にありますように、山林に係る相続税の納税猶予制度を創設することとしております。

6ページ、3つ目の○にありますように、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の、贈与税の非課税措置の拡充延長を行うこととしております。

次に法人課税関係ですが、1ページ、沖縄関係は引き続き調整中のため「P」とさせていただきます。

2ページ、1つ目の○にありますように、原子力災害からの復興を推進するための措置については資料を配付しておりますが、福島復興再生特別措置法の制定を前提に、課税の特例の対象となる復興産業集積区域を福島県の全市町村が設置できるようにするなど、復興特区税制の特例措置に避難解除区域において事業用設備を取得した場合の即時償却、税額控除制度及び被災者を雇用した場合の税額控除制度を創設することとしております。

5ページ、6つ目の○にありますように、研究開発税制の増加型、高水準型は2年

延長としております。

8 ページ、2 つ目の○にあるように、いわゆる事業用資産の買換え特例については、買換え資産の見直しを行った上で、適用期限を3年延長としております。

10 ページ、3 つ目の○にありますように、トン数標準税制については次期通常国会における海上運送法改正等を前提に、平成25年度税制改正において適用対象を一定の要件に該当する外国船舶に拡充することとしております。

次に、消費課税関係ですが、車体課税、地球温暖化対策のための税、原料用途免税については引き続き調整中のため、「P」とさせていただきます。

その他の詳細については、資料を御確認いただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、福田政務官、お願いします。

○福田総務大臣政務官

それでは、地方税につきましてもお手元の最終整理案を御覧ください。税目別に分類されておりますので、順に御説明をいたします。

まず、個人住民税関係及び法人住民税、事業税関係ですが、国税と同じ内容も含まれますので、具体の説明は省略させていただきます。

次に、固定資産税、都市計画税関係ですが、1～3 ページにある固定資産税の負担調整措置等については、先ほど御説明した取りまとめ案のとおりでございます。

4 ページ、1 つ目の○及び2 つ目の○にあるように、原子力災害からの復興のための課税の特例措置の創設については、避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に関わる固定資産税等の課税免除措置を、平成25年度以降も継続するとともに、課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則3年度分までに拡充することとしております。

6 ページ、2 つ目の○及び7 ページの3 つ目の○にあるように、JR三島特例、承継特例については、その適用期限を5年延長することとしております。

8 ページ、3 つ目の○にあるように、新築住宅に関わる固定資産税の減額措置については、その適用期限を2年延長することとしております。

次の資料ですが、不動産取得税関係ですけれども、2 ページの3 つ目の○、4 つ目の○にあるように、宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置、住宅及び土地の取得に関わる税率の特例措置については、その適用期限を3年延長することとしております。

次の資料に移ります。軽油引取税関係ですが、1～6 ページにあるように、軽油引取税の課税免除の特例措置については、先ほど御説明した取りまとめ案のとおり、一部の用途を除いて、その適用期限を3年延長することとしております。

次の資料ですが、その他の税目等関係ですけれども、1～3 ページにあるように沖

縄関連税制、車体課税、環境関連税制は引き続き調整中のため「P」としております。その他の詳細については資料を御確認いただければと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

現在「P」が残っているもの以外の要望項目等の最終整理案につきましては、関係府省間で調整を経て来たものでございますので、基本的には御異論のないものと考えています。技術的な質問等がある場合には、事務的に調整をさせていただきたいと思っております。

これまでの調整の結果、なお調整が必要な項目については4つです。

1、車体課税、2、原料用途免税、3、地球温暖化対策のための税を中心とする23年度税制改正の取扱い、4、沖縄関係税制の4つになっております。

このうち沖縄関係税制の進め方について、先ほど企画委員会において整理を行ったところでございますが、この点に関しまして御担当の川端大臣から御発言をお願いいたします。

○川端総務大臣

ありがとうございます。沖縄担当大臣として発言をいたします。

沖縄振興関連税制につきましては、これまでも鋭意検討を進めてきたところでありますが、なお議論すべき課題が残っており、予算等と合わせてパッケージとして議論する必要があると思われまます。

したがいまして、沖縄振興税制につきましては特別な計らいとして、税制改正大綱策定の後も議論させていただきたいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの御説明について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、沖縄関係税制については、ただいまの御説明にあったような進め方で行いたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

残りの3つの項目については会長、会長代行会合などの場を通じて整理を進めたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ここで後藤副大臣から御発言の要請がありますので、御発言をお願いいたします。

○後藤内閣府副大臣

先ほど、今日は財務省のペーパーでお配りをしているように、福島復興再生特別措置法に関わる国税、地方税ともに、関係者の皆さん方の御努力で大綱にまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

現在、復興対策本部で来年の通常国会に向けて復興特別措置法策定の準備を進めて

おります。今、御提示のあったものを確認していただければ、それをベースに課税の特例についてその法律の中で措置を講じていきたいと思っています。

更に、いろいろな意見交換を福島県ともしておりますが、中長期的な部分では更に税制上の措置で必要な部分が出てくると思いますので、その節には是非また関係者の皆様方の御理解を更にお願ひしたいと思っています。本当にありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

その他特に御意見等おありになる方がいらっしゃれば、どうぞ御発言ください。

牧野副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

それでは、最終案について経済産業省の考えを一言述べさせていただきたいと思ひます。

何回にわたりましてかなりしつこく言わせていただひて、大変恐縮に考えておりますが、車体課税につきましては、繰り返し抜本の見直しを是非とも実現してほしいと、そのことはお願ひをさせていただきたいと思ひます。

ナフサの恒久化、本則化については、世界標準を踏まえて是非とも真摯な対応をお願ひしたいと思ひます。

固定資産税につきましては、今後、総合的な検討を行うと明記されておりますが、償却資産に対する固定資産税も含めて引き続き議論をさせていただきたいと思ひておりますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

○五十嵐財務副大臣

他にありますでしょうか。

岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

車体課税も経産副大臣と同意見でございますが、これを何とかしないと来年はもう相当厳しくなると、貿易もこのまま円高が続きますと来年も赤字で、国内を拡大していかないと大変景気が悪化すると思ひますので、何とぞ私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

他にありますでしょうか。それでは、ここまでとさせていただきたいと思ひます。御意見については、またこの後にハイレベルの調整等が行われますので、調整をさせていただきます。

それでは、ここから社会保障・税一体改革に関する審議に移ります。本日は、まずこれまでの議論の経緯などをおさらいする観点から、社会保障・税一体改革について財務省及び総務省の事務方から説明を聴取し、その後、先日の政府・与党社会保障改

革本部で総理からも言及がありました欧州の情勢について説明を聴取し、質疑を行いたいと思います。

それでは、事務方の説明をお願いいたします。財務省から。

○小野財務省主税局総務課主税企画官

財務省でございます。お手元の資料「社会保障・税一体改革について」の財務省、21年度税制改正法附則104条と書いてある資料を御覧ください。

1ページ目でございます。一体改革に係る議論の経緯でございます。平成20年、社会保障国民会議と書いてございますけれども、平成20年、平成21年、これは自公政権の時代でございます。平成20年のところ、社会保障国民会議の議論を受けまして、持続可能な社会保障の構築と安定財源確保に向けた中期プログラムという閣議決定、更にそれを受けまして、21年度の税制改正法の附則104条、そこに小さい字で書いてございますけれども、ここで消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じるものとするという規定がございます。

平成22年以降、ここから政権交代があるわけですがけれども、その下、「社会保障改革の推進について（H22.12.14閣議決定）」というところを御覧いただきますと、昨年議論を始めまして、昨年12月にこの閣議決定で下線のところがございますが、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図るということが決定されております。

それを受けまして、今年、年を越しまして、社会保障改革に関する集中検討会議の場等を通じて議論を行いまして、一番下のところがございますが、社会保障・税一体改革成案を23年6月30日に政府・与党の社会保障改革検討本部決定をいたしまして、これを翌日7月1日に閣議報告をしておるということでございます。

2ページ目でございます。上段の方はただいま申し上げたものと重複いたします。一番下のところを御覧いただきたいと思えます。「基本方針」とあります。これは野田内閣が発足いたしまして最初の閣議におきまして、政権の基本方針をお決めいただいた閣議決定でございますが、その中の項目として、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、社会保障・税一体改革成案を早急に具体化するということを閣議決定していただいております。

3ページ目、4ページ目に104条そのものをお付けしております。

飛ばしていただきまして5ページ目、色のついた2段表がございます。これは附則104条を右側に、6月にお決めいただきました成案を左側に対比した形で示したものでございます。まずこのページでございますけれども、右上104条の3行目の後ろ辺りから御覧いただきますと、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により、経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ず

るという規定になっております。

これに対応する成案の部分がちょうどその左側、1行目の中ほどからですけれども、政府は日本銀行と一体となって、デフレ脱却と経済活性化に向けた取組を行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として、遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度改正法附則104条に示された道筋に従って、23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

更に、上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、震災の影響からの景気回復への状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。これは党での議論を踏まえましてこのような表現になっておるといふことでございます。

104条の右下、第2項の一番下のところを御覧いただきたいと思ひます。当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとするという行革に関する規定がございます。

これに対応する成案の文章がちょうどその左側でございますけれども、太字のところ、国会議員定数の削減や公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組を強めて、国民の理解と協力を得ながら、社会保障と税の一体改革を一体的に進めるといふ行革についての規定が成案にも記されているところでございます。

3点目でございますが、右側の第1項の一番後ろのところ、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとするという財政健全化に向けた記述がございます。これに対応いたしますのが左下、成案の文章でございますけれども、これらの取組などにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれるという記述になっておるといふことでございます。

恐縮でございますが、ここで10ページに飛んでいただきまして、10ページ、11ページにお付けしておりますのが、自民党が前の国会に提出いたしまして、今、廃案になっておりますけれども、財政健全化責任法を左側に、今の政権でお決めいただいております財政運営戦略を右側に置いた対比表でございます。

上のところの2段を御覧いただければと思ひますけれども、財政健全化目標、ストック目標、2021年度以降を国・地方の債務残高のGDP比を安定的に低下させるということ。フローの目標、プライマリー・バランスを2020年度までに黒字化、2015年度までに対GDP比で半減させるということ、基本的に自民党案も現政権の財政健全化目標と同じ形になっておるといふことでございます。

更に11ページ、一番左下のところでございます。自民党の健全化法案の抜粋ですが、政府により作成された当該措置に係る素案について、党派を超えた国会議員により構成される会議を設置し、その会議において国民的視点から諸施策を検討する他、学識

経験者その他広く国民の意見を求め、その合意形成を図るという記述がございます。

12 ページに、総理が言われております、いわゆる「素案」ということについての発言をお付けしております。素案を政府がまとめたら与野党協議を求める。素案がバージョンアップすればそれを大綱として閣議決定する段取りができるという御発言。

2 番目の記者会見における発言も基本的に同じでございます、その下段のところでございますが、これは自民党がかつて国会に提出した財政健全化責任法にもこういう記述がございます、政府がまず素案を取りまとめて、そしてその素案について党派を超えて国民的な視点から検討し、合意形成をするという御発言になっておることでございます。

恐縮でございます。ページを戻っていただきまして、6 ページ。これまでが総論的な記述でございます、6 ページ以降、104 条、それに対応した成案において、そこに個人所得課税、法人課税を書いておりますが、税目ごとに改革の方向性が書いてございます。例えば所得税の 104 条の方を御覧いただきますと、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げる等々といったことが書いてございます。

所得税について申し上げますと、例えばここにあります控除の見直しについては、既に 22 年度改正、23 年度改正で年少扶養控除の見直し、給与所得控除の上限設定等々の改正を行ってきておるところでございます。ただし、税率構造のところについては、今のところまだ具体的に手が付いていないという状況でございます。

法人課税を御覧いただきますと、ここには課税ベースの拡大とともに、実効税率の引下げを検討するということが書いてございまして、これは御案内のように 23 年度で手当ていたしまして、法案も成立させていただいたところでございます。

7 ページが消費税でございます。これは成案の方により詳しく書いてございますので左側を御覧いただきますと、箱が 4 つほどに分かれておりますけれども、一番上のところが消費税を社会保障 4 経費に充当するということ。2 番目の箱のところが区分経理を徹底する等によって用途を明確化するということ。3 番目のところに、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率を 10% まで引き上げるということを記述してございます。

一番左下でございますけれども、いわゆる逆進性の問題については、消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討するという記述がなされておりました、こういう成案をベースにこれから議論を進めていただくということになろうかと考えてございます。

8 ページには、消費税以外の消費課税。これは正に今、24 年度改正で御議論いただ

いております車体、温暖化対策税の記述がございます。資産課税につきましては、課税ベース、税率構造の見直しということでございまして、これも23年度改正で御議論いただきまして、あと法案の行方がどうなるかという状況でございます。地方税制については、総務省からこれから御説明があらうかと思っております。一番下は番号ということでございます。

以上、104条の経緯等について財務省から全体像を御説明いたしました。

○五十嵐財務副大臣

それでは、続いて総務省、お願いします。

○濱田総務省自治税務局都道府県税課長

総務省でございます。資料を2つほど飛ばしていただきまして「社会保障・税一体改革について」、下に総務省と書いてある資料をお願いいたします。

1ページ、地方税制関連につきましては、地方法人課税の在り方の見直しがこの一体改革におきましての課題となっております。上の枠囲みが6月の成案でございまして、下線を引いておりますように、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するという方向が示されております。

この内容そのものは、一番下でございます、いわゆる附則104条の記述をベースとしたものとなっておりますが、真ん中に引いてございます地方法人特別税等に関する暫定措置法、これは平成20年度の税制改正において制定されておりますが、この法律におきましても、この暫定措置法、地方法人特別税の創設を決めました暫定措置法は、税制の抜本的な改革において、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置、暫定措置であるという位置づけを明確化しております、今回の一体改革におきましては、具体的な地方法人課税の課題といたしましては、この地方法人特別税、また譲与税の取扱いをどうするかということがテーマになってくるということでございます。

2ページ、具体的にこの地方法人特別税・譲与税の概要について御紹介いたしたいと思っております。真ん中の図にございますように、改正前の左側にございますように、法人事業税が都道府県税として賦課徴収をされていたわけでございますが、この法人事業税のうち半分弱、2.6兆円、これは制度創設時の想定といたしまして、消費税の1%分に相当する金額でございますが、これを地方法人特別税という国税に一旦振り替えまして、これを一旦都道府県から国に支払いしていただきました後、特別会計を通りまして地方法人特別譲与税として各都道府県に再度配分し直すという形の制度でございます。この再度配分をし直すときの基準は、右側にございますように、人口、従業者を使いまして、市町村に対して地方消費税交付金を交付する際の基準と同様のものを使っております。

結果といたしまして、このページの左下に書いてございますけれども、この特別税

の規模の分だけ比較的大都市に偏っております地方法人課税を地方消費税に振り替えたものと同じような効果が出ているということでございまして、右下の表にございませうように、制度創設時の想定といたしまして、主として減収の影響が出てくる大都市部、例えば東京都は 3,000 億円余りでございますが、といったようなことを想定いたしておりました。

現実には、その後のリーマンショックなどに伴う景気後退がございまして、地方法人課税も全体として細まっているということがございまして、減収の影響の規模は右側にございませうように減っておりますけれども、こうした大都市の都府県からは、この一体改革に際しましては、この特別税を廃止して、元の状態に戻すべきであるといったような趣旨の申し入れを、機会あるごとに受けているところでございまして、この特別税の取扱いにつきまして、一体改革と併せて検討する必要があるところでございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

引き続き、欧州情勢について、財務省国際局より説明をお願いいたします。

○木下財務省国際局長

国際局長の木下でございます。10 分ほどいただきまして、簡単に御説明をしたいと思います。2 ページ目をおめくりください。まず、欧州各国で今、何が起きているか、次にその背景は何か、それに対して欧州各国が何をやろうとしているかという順で簡単に御説明したいと思います。

2 ページ目、欧州各国国債のドイツ国債に対するスプレッドの推移を示しております。通常、これで御説明することが多いわけですが、お手元にありますように、もともとの欧州の問題は、一昨年 of 年末にギリシャの政権交代に伴って、財政赤字の額が粉飾されていたということがきっかけになりまして、ギリシャが紫色の線でございませうけれども、一昨年末からかなり金利が上がり始めたということでございます。

その後、その市場不安がポルトガルとかアイルランドに伝播いたしまして、昨年 5 月には一旦ギリシャに対する一時支援が行われましたけれども、更にそれは収まらず、ここにございませうように、今年 of 11 年 7 月、また紫の線が少し上に上がっておりますけれども、ポルトガル国債の格下げを契機にいたしまして再燃をいたしました。

その後、いろいろなことを欧州各国はやったわけですが、引き続き収まらず、現時点ではここにございませうように、ギリシャも非常に大きなスプレッドとなっております。生の金利で御説明した方がいいと思いますので、4 ページ目を御覧いただけますでしょうか。

例えばギリシャ国債の 10 年物につきましては、現在、ここに書いてありますように、

32%を超える金利になっておりまして、アイルランドは14%、ポルトガルは14%ということで、ここら辺は自力での資金調達が可能という状況になっております。

それから、報道等でもありますように、イタリア、スペインも7%前後で推移している。

11月の半ばになりまして、いわゆるヨーロッパ5か国といわれる、フランス、ドイツにも波及いたす傾向が出てまいりまして、5ページ目の表にございますように、若干ドイツとかフランスの金利が上昇したところが見て取れると思いますが、現在のところは、また平穩に戻っております。

6ページ、いわゆるCDSという各国の信用度を表すものについても、金利と似たような動きを示しております。

7ページ、これが主要株式指標の推移でございますが、オレンジのイタリア、黄緑のスペイン、薄い青のフランスの株価を見ていただくと分かりますように、7、8月ぐらいから急落していることが見て取れると思います。それに比べて日本は相対的には下がり方が少ないということが言えようかと思えます。

8ページ、9ページ、これが格下げの状況でございます。今年に入りまして、6、7、9、10月と、いわゆるPIIGS各国がすべて格下げになっております。それから、報道にもございましたように、12月5日にギリシャ、キプロス以外のユーロ加盟15か国がスタンダード・アンド・プアーズという格付け会社によって、クレジットウォッチ・ネガティブという状況になっている。これは、2分の1の確率で90日以内に格下げになるという中身でございます。

10ページ、そういうことで日本では円高の動きが進んでおります。

12ページ、これは、いわゆるヨーロッパでドルの調達が難しくなっているときに、一般的に使う図でございますが、このドルLIBOR-OISスプレッドの差が開けば開くほど、銀行の相手方に対する信用リスクが高まっているということを表しております、ここにありますように、ドルLIBORとOISスプレッドの差がどんどん開いている。これが、言わばヨーロッパ中心にドルの調達が困難になっているひとつの指標でございます。

13ページ、そういうことを背景にいたしまして、IMFの世界経済見通しも、例えばユーロ圏は時点が新しくなるごとに、ここにございますように下方修正をされている。そんな影響が出ております。

14ページ、アジアにどんな影響が出ているかということでございますが、ここでまず株価と為替レートを見ていただいておりますが、株式は8月初旬にアメリカの債務上限引上げ問題を受けまして下落した後、しばらくは横ばいでしたが、11月に入りまして株価もイタリア、スペインといった債務問題の影響から下落傾向で推移しております。

それから、アジア各国の為替レートにつきましても同様の動きを示しております、

11月に入ってから再び下落傾向に入っているということでございます。

次が背景ということでございますが、17ページ、ユーロ導入後、財政収支に関する共通の基準を一度も満たしたことのないギリシャにおいて危機が発生しております。結局、ギリシャは、いわゆる有名なコンバージェンス・クライテリアといったフローで3%、ストックで60%という通貨統合の基準があったわけですが、結局これを一回も満たすことなく財政赤字の健全化がなされてこなかった。そこが狙われて、市場が財政パフォーマンスが悪い国ですとか、下のポツに書きましてのような、経済に問題を抱える国、構造改革が遅れている国を狙い撃ちする形でパニックが広がっていったのではないかと思います。

参考でございますように、そういう基準が各国必ずしも遵守されてきませんで、こういう反省に立って現在財政規律の強化について検討が進んでいる。

18、19ページを見ていただくと、典型的にはギリシャでございますけれども、赤い折れ線グラフで見ていただくと分かるように、足元ではGDP対債務残高は140%強、それから、フローでは財政赤字は3%を満たしたことはございませんが、よく言われているように、ただこれも日本に比べれば数字はまだましであるということは見えていたとおりでございます。

21ページ、これに対して欧州がどういう対応をしているかを簡単にまとめました。

1つは、金融面での対応でございます。まず、2010年、去年の5月に第1次ギリシャ支援を決定いたしました。そのときに、EFSF（欧州金融安定ファシリティ）という仕組みを設けまして、それが現在融資能力が4,400億ユーロを持っております。

それから、2011年7月に第2次支援を決定いたしまして、10月26日に、次のような内容を決定しております。

1つは、まずギリシャの第2次支援ということで、この中でポツの2つ目が一番ポイントでございますが、民間部門が持っておりますギリシャ国債を50%自発的にヘアカットする。言わば元本削減と申しますか、そういう意味でございますけれども、こういうことをひとつ合意しております。

2つ目に、ギリシャがそうだとということになりますと、やはりイタリアとかスペインに同じことが起きるのではないかという憶測を呼びますので、そのために、例えばイタリア国債の買い上げをするにも、EFSFの4,400億ユーロではとても金額が足りないので、かといってまた新たにこれを増やすために17か国の国会承認を取っていたのでは時間がないので、②にありますように、言わばレバレッジと言っておりますけれども、国債の部分保障をするとか、SPBを作って、そこに民間資金を呼び込むというようなことを考えたようでございますが、現時点のところ、これは全くうまくいっていません。

3つ目に、そういうギリシャをはじめとした国債を持っている銀行の信用を上げるために、2012年6月までに中核的自己資本比率を9%まで上げるということで、その

ための資本注入を解決策として提示されております。

22 ページ、やはり市場から狙われないぐらい財政をよくすることが基本、言わば根治療法としてはそれが基本という考え方になっておりまして、財政政策面での対応としては、例えば既に IMF が入っておりますギリシャ、アイルランド、ポルトガルなどは、IMF などの監視の下で現在財政再建を実施中でございます。例えばギリシャは付加価値税率の引上げなどに取り組んでおります。

ところが、8月に危機がギリシャを超えてイタリアなどの大国に波及する中で、IMF の支援を受けていない、コンディショナリティーという言い方をいたしますが、そういう形で監視を受けてない国も自発的に財政再建措置を発表いたしております。

例えばイタリアは8月5日には、財政均衡目標年次を2014年から前倒しまして、再来年には財政均衡をするという話。それから、直近では12月4日でございますけれども、300億ユーロの追加策ということで、付加価値税率の引上げ、固定資産税の復活ということを対策として決めております。

スペインも、例えば憲法改正。

フランスも、富裕層増税とか、付加価値税の軽減税率の引上げといったようなことをやっておりますけれども、一旦パニックに陥った市場を鎮静化させることは、なかなか難しいという状況になっております結果、資料は入っておりませんが、昨日、仏独の首脳会談が行われまして、そこの発表によれば、新たに27か国あるいは17か国で協定を結んで、財政収支赤字3%を遵守しない国への自動制裁を行うとか、ゴールデンルールという憲法での財政均衡規定を入れるとか、そういうことを考えるのだということが発表されております。明日、8、9日と始まる欧州理事会でこころ辺が議論されるということで、マーケットはそこら辺の結果に着目をしている。

最後でございますが、23 ページ、金融政策面では ECB が利下げでございますとか、直近では11月30日に FRB とか日銀も入っておりますけれども、各国中央銀行がドルの資金供給の強化を図る。

政治面では、ギリシャ、イタリア、スペイン、御高承のように政権交代がなされているという状況でございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

これからの議論に入る上で極めて重要な入り口の議論でありますから少し申し上げたいと思っております。

ただいま御説明にありました社会保障・税一体改革が議論になったわけでありまし

て、104条の比較というものも載っているわけではありますが、そもそも104条にある平成20年を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により、経済状況を好転させることを前提にということ、23年度以降のこういった議論が当時想定されていた。これは民主党のこのときの会合でも極めて重く受け止められていたわけでありまして、どこに景気回復という大前提があったのかという議論があったことも一応御指摘しておきたいと思います。

その上で、税と社会保障一体改革の成案で既に今、読まれましたが、このペーパーだと太字のところを強調されておりますが、太字でない明朝体のところをむしろ我々は強調し、考えるべきだということを前から言ってきたので、議論の入り口ですから、今日は申し上げているわけです。

政府は、日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組を行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件と、あのときの議論では前提を条件にするために2日間ぐらいもめたというのは皆さん、御案内のとおりでありまして、つまり、条件にしたというのは極めて重い表現であるということでもあります。

その後の文章も大事でありまして、要するに経済状況の好転を名目、実質成長率など、趣旨の経済指標の数値という具体的な改善状況を確認しながらやっていきますという話になったわけでありまして、これが少なくとも税・社会保障一体改革のこのときの議論でありました。その数値についての考え方を十分に検討し、政府・与党で上記の法制化に必要な措置を具体化するということでありまして、このことは、この議論に入る上で、入り口の中で確認をしておかなければいけないということ、をまず申し上げたいわけでありまして。

当然この中では、その次の章でデフレ脱却への取組、経済成長の好循環の実現ということで、数値でデフレ脱却がはっきりと明示的に確認できる。そして、経済のパイの拡大がはっきりと明示的に確認できるということになるかと思っております。

御案内のように、内閣府の中に岩田一政さんを座長にした研究会が設置されまして、その研究報告書では、2000年代における弾性値は3.13というのが出ております。それを1990年代とか80年代ではなく、2001年～2009年は3.13という弾性値が上がっているということは、名目GDPが1%伸びれば国税収入は3.13伸びるということを内閣府がこの中で認めているということ、を指摘しておきたい。

先ほど牧野経済産業副大臣が言いましたが、経済成長を促すことによって国税収入を上げることが1つの大きな考え方としてあるべきであって、財源は見つけるだけではなく、この政策の中で作るべきだということを指摘しておきたいと思っております。

少なくとも、今、申し上げたことがこれからの議論をする上での入り口の議論として想起されなければいけないということ、を冒頭、私から申し上げておきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

他にありますでしょうか。

どうぞ、滝副大臣。

○滝法務副大臣

民主党でまとめたときの意見は、今、松原副大臣がおっしゃったとおりだと思うのです。基本的に日本の経済成長を確認して、その上で踏み切るという議論については今、御紹介のあったとおりです。

ただ、そういう意味で言えば、もともと閣議決定をしたときに消費税に関する影響の研究報告が問題で出されました。あのときに、特に問題だと思うのは、吉川教授の消費税を導入しても経済成長には何も影響がないというレポートがあったと思うのです。閣議のときにはほとんどそれが議論されずに、当時の与謝野大臣は、吉川レポートにありますように、経済的な影響はありませんねと、だからいいのですと、こういうふうにあっさり飛ばしてしまっているわけです。そういうことで、いよいよ最後にいいのかどうかというのはやはりきちんと検証してもらわないといけないと思います。小泉内閣のときの4人衆の1人のレポートが消費税を増税しても影響がありませんと、これでいいのかどうかというのは、改めてこの内閣の下で一応はおさらいをしておいた方がいいのではないかとというのが第1点です。

2点は、今の財務省の国際局からの報告にありますように、各国とも国債の暴落をどうやって止めるか、どうやって防ぐかというのが今の段階では大きな政治課題でもあるわけです。したがって、消費税の問題を考えるときに、ヨーロッパ各国がそういう格好で対応していると、経済成長もへったくれもないので、とにかく経済成長を度外視して、いかに国債の暴落を防ぐかということで、ヨーロッパ各国が動いている。そういう中で日本が改めて経済成長を前提として消費税の問題を議論するという余裕があるのかどうかということもこの内閣では改めて検証をしておいた方がいいのではないかと。その2点について、全く方向は違いますが、そこのところは無視できない問題だと今の国際局長の話聞いていて感じましたので、2点について企画委員会で検討してもらいたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

確認をしておかなければいけない。今、滝副大臣は、前提と条件の重みの違いというのは冒頭申し上げたように、前提ではなくて条件とすることで大議論があって、あのときは政府・与党の一体の議論の中で合意をしたと。ですから、当然これをその条件というところまで重い議論をしている部分に関して違う方向になるからもう一回、その議論で違う議論が結論として出なければいけないというのが1点。

今日は大串政務官がいませんが、大串政務官が参加しているときに、私は弾性値の問題に関して1.1であるとかという今までの財務省の数値が現実とちょっと違うので

はないか。今、3.13 の話をしましたが、こういうことについてきちっと議論をする場がやはり必要だと。その上で、それがそうであるならば、経済成長による国税収入アップというのは極めて現実的であるし、それが違うのであれば、またそれは違う議論があると。そこはきっちりがっちり議論をする、その機会も併せていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

三谷政務官から。

○三谷財務大臣政務官

今、岩田一政さんの説を引用されて、税込弾性値が3もしくは4という話がありましたが、それはあるところからあるところまでの期間をとって、正確には2001年～2008年までの期間をとっての平均値でありまして、それも正確には税込弾性値ではありません。それは経験的に長期をとって、様々な税制改正等もありますので、そうした関数を作って、差し引いた上で、名目成長率が起きたときの税収が何単位上がるかというのが正確な税込弾性値でありまして、経験的に得られているのは1.1よりも少し少ない数値であるということが経済統計上にもちゃんと説がありますので、間違ったことを皆様が理解されないようにここで訂正を申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与。

○峰崎内閣官房参与

今、政務官がおっしゃったのですが、弾性値の数値は、私もいろいろ資料を見させていただきました。基本的にはデフレ下で賃金水準が下がりながら、要するに経済成長と、いわゆるそれが税収といったときの税収が落ち込んでいくときの期間が圧倒的に多いのです。だから、マイナスとマイナスのところを下げ、その間の異常な時期の数値を出して、それが3.8だ、3.9だとか、私も数字を見ましたけれども、確かに計算したらそうなるのでしょう。数式によればです。だけれども、それは通常の経済成長しながら、賃金上がることにより次のブラケットへ移って、これが実は累進性が効いて、租税弾性値が上がっていくということを我々は見ているわけです。

ですから、そういう意味で、本当に2001年～2008年の間というのは、副大臣がおっしゃるように、正にデフレの時代というか、そういう時代における経済成長と租税収入との関係なので、余りそこで一般化したら間違えてしまうし、常識的に考えて、さっき言ったように、租税弾性値というのは、経済が伸びていって、どのぐらいの税収が伸びるかというのは、正に累進性によって、これが上昇していくということから生じるわけなので、それは恐らくそれが3だ、4だという話になったら、それは異常な数値としてしか理解できないです。それが1点です。

もう一つ、先ほど滝副大臣がおっしゃった点で、いわゆるマーケットが今、どういうことが世界的に起きてきているのか。そういう意味で、ソブリンリスクの問題につ

いて、我々は確かに経済成長というものの上昇期に上げた方がベストはベストです。あるいはベターであることは間違いないのだけれども、客観的な世界的な動きをよく見て判断をしていかないと間違えるのではないかなということも2点目として指摘しておかなければいけないと思います。

もう一つ、消費税の導入についてですが、社会保障と税一体改革に向けての有識者検討会の中に、私も入りました。有識者の検討会の中で、消費税の引上げは、過去1997年の3%から5%に上げたときに、これは実際に消費税を上げたことに伴って景気が落ち込んだのかどうかということについてもかなり慎重にいろいろな学者の方々が入って議論しました。それは、基本的には影響があったという人もおれば、影響はなかったという人もいました。私は、消費税が上がったことについては、いわゆる需要の先食いとか、その反動はあったかもしれないけれども、しかし、元の水準に半年たったらもう戻ってしまっている。これは統計数値上出てきているので、私自身は経済成長に余り大きな影響は与えなかったと判断していますので、その辺のところは、滝副大臣ともちょっと見解が違うのかもしれませんが、引き続き実証研究というか、1度、そういった点についての大前提ですから、それはやはりちゃんと押さえておいた方がいい点だと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今日この議論を徹底してやろうとは思っておりませんが、今、三谷政務官がおっしゃったことについて言えば、3.13は内閣府が委託した研究における資料ですから、数字はうそを語りませんから、申し上げたいのはどこまでタイムスパンを取るかという議論はありますが、これは結局、弾性値は高過ぎるので、言い方は変なのですが、これはもうちょっと長期で取れば、もっと低いみたいな内容のセンテンスができていくような気がしてなりません。

やはり3.13は3.13であります。デフレ化においては、これは極めて有効であるし、私は今の日本が更にデフレが続いているという状況をきちんと克服しない限りにおいては、これは経済活性化をしませんから、そういう意味ではこのいわゆるペーパーをもう一回ここで議論して、場合によったらこの方に来てもらって、説明をしてもらって、どうしてこういう数値なのかをやってもらっても構わないと思います。

弾性値が1.1というのは、これは絶対にあり得ない数字であって、三谷政務官の今の話は了解できるものではないと。粗数字は4.04ですから、それを様々ないわゆる税のものを入れて3.13。これは内閣府が作った研究会において、この数字になったということですから、それは意味がないとかという議論は、全くその議論こそ意味がないと私は思います。

○五十嵐財務副大臣

三谷政務官。

○三谷財務大臣政務官

今、松原副大臣が引用された、内閣府の経済成長と財政健全化に関する研究報告書の中にも、確かに機械的に平均した数値が 4.04 であることには言及しておりますが、それはあくまで平均値であるということもちゃんと書いてあるわけで、実際の税収弾性値は 1 強程度であるということも結論づけております。ちゃんと読んでいただければと思います。

○松原国土交通副大臣

ちゃんと読んでいますよ。平均値が 3.13 ということは、でこぼこはあるけれども、3.13 で、それが平均 1.1 より下になるなんて、そんな馬鹿げた議論はありません。

○五十嵐財務副大臣

そんなことはないですよ。異常な状況を取り除いていくと、1 強しかない。これは今まで長い間でも、税収弾性値は 1.1 ないし 1.2 と言われてきましたから、それは後でまたやりたいと思いますが、これだけやっていくわけにはいかない。

○松原国土交通副大臣

司会が最後にそれをまとめられたらね。五十嵐副大臣には中立であってほしい。これは日本の今後を踏まえる上で決定的なことなのだから、今日はもういいですよ。

○五十嵐財務副大臣

後でやりましょう。それでは、先に中村哲治副会長。

○中村民主党政調副会長

政調会長代理の代理で来て、発言権があるのかどうか分からないのですが、政調会を代表して来ていることは間違いないので、一言発言させていただきます。

先ほどから消費税の議論がありました。経済成長に消費税を上げても影響はないという峰崎参与のお話でございますが、しかし、そのような認識は多くの民主党の国会議員は持っておりません。消費税を上げれば経済成長はマイナスになるというのは、共通の認識として議論がされていきました。それが社会保障と税の一体改革成案を得るための激烈な議論の前提としてありました。

もし、峰崎参与がそのようにおっしゃるのであれば、そこは民主党の中に対して、その論議をもって説得をしていただかなければ、恐らくこの議論は党内ではまとまらないということになるかと思しますので、中立的な発言を今日は努めておりますけれども、政府税調としては、その御認識はしっかりとさせていただきたいということを改めてお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

今の点は、私は司会者ですが、ベルギーのように消費税を上げながら経済成長も財政健全もできたという国もありますので、一概には言えないという指摘だけさせていただきます。

森副大臣。

○森文部科学副大臣

今の御指摘も踏まえまして、先ほどから松原副大臣が引用されております、社会保障・税一体改革成案の中の、私も今年6月の最後の2日間に御一緒させていただきましたけれども、デフレ脱却と経済活性化に向けた取組を行う。これを通じて経済状況を好転させることを条件としというところは、大変重いというのは私もそのように思っております。

そこで今、御議論があったのは、その下の方に書いてあります経済指標。どのような経済指標、参照すべき経済指標。そして、その数値についての考え方を含め十分検討しということが書いてあるわけですが、今、正に行われておりました議論がそのような部分だと思えます。

私は聞いておまして、どちらが正しいのかははっきり言ってよく分かりませんので、どの経済指標を検討するのか。あらゆるものを検討した方が私はいいと思えますけれども、検討すべき経済指標。そして、その考え方をどうするのかということについては、やはり大前提として、ここでしっかりとその考え方をまとめるべきである。そうではないと、先ほど中村副会長から御指摘がございましたように、今度は党との関係がございましたので、是非ここはそこをきちんと議論をして、整理をしていただきたいと思えます。

財務省に質問をして確認をしたいのですが、先ほどの欧州情勢についてでございますけれども、私も滝副大臣と同じ認識を持っておりまして、欧州の状況は本当になりふり構わず、大暴落といたしますか、そういう状況を回避するための努力が行われている。

一方、日本では何となくそういうのは関係なく、増税の議論が行われているのですが、すごくシンプルな質問で、すごく恥ずかしいような気もするのですが、財政収支、債務残高の推移の18～19ページの資料を指し示しながら、とにかく財政健全化を怠ったことが今回の最大の原因であるとおっしゃりながら、日本はその比ではないのだというふうに御指摘をされました。

それでは、すごく不思議なのですが、なぜ日本はこれほど円高なのでしょう。

○木下財務省国際局長

なぜ円高かと。最近について申し上げれば、ヨーロッパが債務問題で非常に不安定な状況でございますので、投資家がいわゆるリスクオフと言っておりますけれども、リスクを取りたがらない。そういうときに安全な試算は何かというと、やはりドル、円ということになりまして、ドルと円にお金に向かってきている結果、円高になっているということであろうと思えます。

その点は森副大臣、では、なぜこんなに財政が悪いのに安全だと思われているのであろうかという点についてでございますけれども、これは一般に言われておりますの

は。

○森文部科学副大臣

一般ではなくて、財務省の認識を伺いたいです。一般のお話はいろいろな説がございますので、私はそれをお聞きするつもりはありません。それはいろいろな専門家の資料、あるいはマスコミで報じられていることで、いろいろな見解が示されておりますが、財務省の見解をお聞きしたいのです。

○木下財務省国際局長

加えて申し上げますと、日本の国債のうち 95%程度は国内で消化されていること。あるいは経常収支が幸いなことに黒字であるということがございますけれども、特に前者については今後このような状況が続くかどうかということについては、正直に言って懸念は持っております。

○松原国土交通副大臣

私ははっきりと財務省は言うべきだと思います。つまりリーマンショック以降、アメリカのFRBが資産を2.4倍にした。ECBが1.5倍にした。イングランド銀行は3倍近くにしているけれども、日銀は1.05倍だった。今はちょっと増えて1.1倍くらいになっているでしょう。それだけ資産を増やせば、それだけ紙幣が出るわけですから、円高になって当たり前だというのははっきりと言うべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○福田総務大臣政務官

私は、少子高齢化やデフレ、大震災、原発事故、ヨーロッパの危機など、五重苦か六重苦の中で、経済と財政を同時に再建するというのは、相当至難の業だと思う。狭くて細い道だと思います。でも、やはりデフレ脱却から始めないと、財政の再建もできないと思っています。

そこで提案をしたいのは、今、議論がいろいろ分かれていますので、是非この政府税調でも有識者を何人か呼んで、その人たちの話を聞きながら勉強して、将来を間違えないようにしていくことが大事ではないかと思っています。そんな提案をさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。では、中野会長代行、どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

先ほどからいろいろな議論がなされております。今日はとりあえず第1回目のジャブの応酬ということで聞いておきたいと思います。

先ほど、政調を代表する代理から、党を代表して、党の意見はということで発言をされたけれども、私は税調を代表して来ていますが、税調でこれについて議論をし、そして集約をしたことはありませんので、党どころか、税調を代表しても今日は申し

上げません。むしろいろいろな御意見があることをお聞きし、そしてまたそれをこれからの党税調としての議論の糧にしていきたいと思えます。そのことだけは政調と税調と違うのかもしれませんが、念のために申し上げておきたいと思えます。

だから、これは中村副会長の個人的見解なり、感触なりということであればいいけれども、党を代表しての意見とここで記録されることはいかがかと思うので、申し訳ないが、そこだけは申し上げておきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

辻副大臣、簡潔にお願いします。

○辻厚生労働副大臣

私は、今の中野会長代行がおられるころ、民社党に30年前ぐらいに入って、20代は財政、税制の担当をしていた人間なのですけれども、当時は政府税調で、今後中期的に税収は自然増収は4兆円ぐらい見込まれるといった時期でした。そして、弾性値が1.2で、名目成長は10%で将来の中期財政試算をしていたような時代だったわけです。

ただ、ショックなのは、昭和60年頃と今の税収が40兆円ぐらいで大体変わらないです。25年経っても変わっていないのです。これは非常につらいことで、ここはおっしゃる意味でデフレとの関係もあるわけだけれども、やはり経済成長でやっていくという部分も考えなければいけないが、しかし、それに全てを任せて、それで大丈夫だと言うには、25年経って税収が40兆円で変わっていないという、今年は若干いいようですが、しかし、それは根本的に考えなければならぬのではないかと考えています。とりわけ、今年は当初予算の92兆円の44兆円で、7兆円ぐらいが一時的なやりくりでやっているわけで、もともと半分ですけれども、それにこの間の復興予算で10兆円ですか。だから、104兆円ぐらいで、今年度では55兆円ぐらいの国債発行になるわけだけれども、もう半分を超えているわけです。これはやはり異常な状態と言わざるを得ないわけで、ですから、経済動向、景気動向を見定めてというのは当然必要だと思いますけれども、しかし、それはそれとしつつも、日本の財政をこのまま放っておくというわけには、やはり責任ある政府、与党の立場ではできないと思えますので、当然のこととして、消費税の問題についてもこの場で議論をしていかなければならないし、していくべきだと思えます。

○五十嵐財務副大臣

もういいでしょうか。

○松原国土交通副大臣

やはり、引き続きやるのですが、中野寛成会長代行のおっしゃる総括は本当にそのとおりだと思います。その上で、なぜ党と政府の全体の中でけんけんがくがくの議論になって、そしてこの取りまとめが行われたかという経緯を踏まえれば、やはり中村副会長が言っていることに一定の認識があったということには当然つながるわけですから、この現実の文章ですね。条件まで入れて。これは、それぞれそのときの辻副大

臣も大分発言しました。私はもっと発言したかもしれません。そういったことを踏まえたときに、これは重いのだと。それが入口の議論であるよというのを確認しながら、先ほど福田政務官が言ったようなことも議論するべきだと思いますよ。

○五十嵐財務副大臣

議論の前提条件ではないと思っています。引上げの条件という表現はありますけれども、これをやらなければ議論に入れないということではないと思っていますので。

○松原国土交通副大臣

そうではないです。それは、議論に入っていいですよ。それが左右のトリガーを引くときは。

○五十嵐財務副大臣

連日になるかもしれませんが、かなり丁寧に、そして深く議論をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、国家戦略大臣に御発言をお願いします。

○古川国家戦略担当大臣

皆様から潤達な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

デフレからの1日も早い脱却と、経済成長を実現しなければいけないということは、みんなの共通認識だと思いますし、同時に、財政健全化への道筋もきちんとつけなければいけないと。これも多分皆さんそう思っておられるのだと思います。そういう意味では、そういう認識は皆さん共有しているのだと思います。

特に欧州の危機のここまでの深化を見てみますと、当初はギリシャから始まったものが、スペイン、イタリアまで来ました。フランスなどの国債の金利も上がってきています。ですから、大国であれば大丈夫と言えるような状況ではなくなってきているということを考えても、これは財政健全化への道筋をきちんとつけるということも、経済状況の好転と同時に大事な話であって、これはあれかこれかではなくて、両方同時にやっていかなければいけない。先ほど福田政務官からお話がありましたが、これは大変厳しい道筋かもしれませんが、やはり両方実現をしなければいけないものだと思います。

そういう意味では、今日議論があったところは、正にこれから徹底的に議論をすればいいと思います。議論をした上で、最後は決めるということが政権与党の在り方だと思いますので、是非皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいま古川大臣からもあったように、皆様から本日いただいた意見も踏まえて、今後成案の具体化に向けた議論を進めていきたいと考えております。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。会議は以上で終わります。

明日は、24年度税制改正に関し、車体課税など、残されている課題の部分を除いて、大綱の起草会合を行います。起草会合については、昨年同様、非公開とさせていただきます。また、社会保障・税一体改革に関しては、9日に各省庁からの御意見を聞く会合を開催しようと考えております。御協力をお願いいたします。連日で大変恐縮でございます。

記者会見は、通例どおり、間もなくこの場所で行います。

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。